

船舶事故等調査報告書

平成22年2月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第255号	
事故等種類	定置漁業施設損傷	
発生日時	平成21年8月22日（土） 23時50分ごろ	
発生場所	石川県羽咋市 滝崎灯台から真方位270° 2,500m付近 （概位 北緯36° 55.7′ 東経136° 43.3′）	
事故等調査の経過	平成21年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	モーターボート ^{りょうま} 龍馬、5トン未満（長さ10.12m） 292-45729石川、株式会社BBS金明	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士	
死傷者等	なし	
損傷	定置網が一部破損	
事故等の概要	本船は、船長ほか4人が乗船し、羽咋市滝港西方沖を航行中、平成21年8月22日23時50分ごろ、同港沖に設置された定置漁業施設に乗り入れた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約2.8m/s 海象：潮汐 上げ潮の初期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、夜間、滝港西方沖を航行中、適切な見張りを行わなかったため、定置漁業施設に設置された灯火に気付かず同施設に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、夜間、滝港西方沖を航行中、適切な見張りを行わなかったため、定置漁業施設に設置された灯火に気付かず同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。	